

**2023 春期しまね学生インターンシップ事業新型コロナウイルス感染症検査費用等助成金
交付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が実施する 2023 春期しまね学生インターンシップ事業への参加者の PCR 検査に要する経費を予算の範囲内において助成することとし、当該助成金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

(1) 大学生等

島根県内外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生で財団が推進をしているしまね登録に登録しているものをいう。

(2) PCR 検査

医療機関等が実施する PCR 検査であって、地方公共団体等が実施する無料の PCR 検査を除くものをいう。

(助成対象者)

第3条 PCR 検査に要する経費の助成をうけることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 対面（ハイブリッド形式を含む。）での実習をすること（日程等）が決定している大

学生等で実習先の事業所から PCR 検査を義務付けられているもの

(2) 実習開始前に PCR 検査（1 回の実習当たり 1 回の検査に限る。）の結果が判明している者

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費は、次に掲げる PCR 検査に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(1) 検査分析費用

(2) 検査に要する診療費

(3) 検査結果に関する書類の作成費

(4) PCR 検査キット購入費

(5) 送料

(6) 支払手数料

2 助成率等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成率 10/10

(2) 助成限度額 1 回の実習 1 検査当たり 2 万 2 千円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする大学生等は、原則として、PCR 検査を受ける前に財団の専用フォームから必要な情報を入力しなければならない。

2 前項の規定による入力をした大学生等は、PCR 検査結果の判明した日から起算して 30 日を経過した日又は PCR 検査の結果の判明した日の属する年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日（当該日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）までの助成金交付申請書（様式第 1 号）及び下記書類

を財団理事長あて提出するものとする。

- (1) PCR 検査に要する経費を証する書類（領収書）
- (2) PCR 検査結果がわかる書類
- (3) 金融機関の通帳（支店、口座番号、名義が確認できる頁）又はカードの写し

（交付の決定）

第6条 財団理事長は、提出された申請書の内容を審査し、助成金の交付又は助成金の交付しない旨を決定し、その結果について支払通知書（様式第2号）又は助成非該当書（様式第3号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 財団理事長は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 当該助成金に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和4年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年10月4日から施行する。